



事務所だより

Vol.51

WINTER
2021

編集・発行：山口法律会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号 JIN·ORIXビル6階
TEL 法律部門：06-6361-3234 税務部門：06-6361-3224 FAX 法律・税務共通 06-6361-0096
ホームページ <http://yamaguchi-law.jp> E-mail: office@yamaguchi-law.jp (2021年1月1日発行)



忍野八海にて

二〇二一年 一月一日

	税理士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士	弁護士
事務局一同	山口裕之	中西翔太郎	藤原智絵	東尚吾	山口昌之	斉藤真行	山口健一

新年のごあいさつを

申し上げます

コロナの蔓延で、私たちの生活が大きく変わってしまいました。

そしてコロナ不況は、非正規労働者や、母子家庭などのいわゆる社会的弱者をまさに直撃しています。先日、一日の食費を600円で賄わざるを得ない母子4人の家庭が報道されました。

そんななかで、菅首相は「自助・共助・公助」が目指す社会像だと、事あるごとに表明しています。「まずは自分で何とかしろ」「それがだめなら親戚や友人に助けてもらえ」「それでもどうしようもなければ国が面倒見てやる」ということなのです。

しかし、生活に困窮している人や、その周りは、すでにポロポロになっており、公助があとまわしになっているから、多くの人が、二度と立ち上がれなくなっているのです。

今年、自殺者も大幅に増加しています。

人間は一人では生きていけないがゆえに、社会がみんなで支えあうことが、今こそ必要なのです。

「みんなで助けあえる国」。そんな日本にするのが私たちの責任です。

【日本国憲法 第25条】

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

戦前の暗黒時代に戻してはいけない

—日本学術会議の6人任命拒否問題を考える—

弁護士 山口 健一

菅首相は、就任早々、これまでのやり方を全く無視して、日本学術会議が推薦した6人を任命しないと発表しました。この6人を任命しなかった理由について、政府は「人事に関する事」として、いつさい明らかにはしていません。

政府が、誰を任命するかについて判断をし、自分たちの基準に合わない人を任命しないということは、法律上もあり得ないことなのです。首相が、法律を無視し、法の支配に真っ向から挑戦したものです。

日本学術会議法では、会員は学術会議の推薦に基づいて首相が任命すると定めています。これは首相が推薦どおりに任命を行うことを意味します。このことは、国会で過去何回も確認され、確定した解釈でした。

今回の任命問題について、政府は「学問の自由とは無関係」と主張しています。学問の自由とは、国家権力や、役人から検閲や制裁、報復を受けずに研究を行い、その成果を発表することにあります。それは国民のためであって、時の権力のためでないことは明らかです。

日本学術会議法は、学術会議が「優れた研究又は業績」に基づいて推薦し、首相が任命するとしています。学術会議は「独立して」職務を行うと規定され、また首相は、学者の学問的評価などできるはずがありませんから、これまでは何の問題もなく推薦どおりに任命されてきたのです。

税金を使うのだから時の政府の言うことを聞くのは当たり前と言いつつ、時の政府の誤りを正したり、批判したりすることは、いっさいできなくなりません。今回任命されなかった6人は、いずれもこの間、政府の政策に反対の意思表示をした人

たちばかりです。

今回の任命拒否事件は、戦前、その学説が時の政府の考え方と違っていて、退官させられた京都大学の滝川事件や、憲法学者の美濃部達吉教授の貴族院議員辞職事件のような結末にならないのかと危惧されます。

あの事件以降、日本は軍国主義にまっしぐらにつき進み、悲惨な戦争に突入したのです。

ガリレオが、天動説を唱えるローマ教会から裁判にかけられ、地動説を撤回したのですが、「それでも地球は回っている」とつぶやいたという逸話を、ある教授が引用していました。

今回の問題は、単に、政府が学術会議の6人を任命しなかったということではなく、これからの日本の国のあり方を占う、そして、民主主義のあり方を根本から問うべきことであり、決して見過ごすことのできない問題なのです。



「同一労働・同一賃金」

相次ぐ最高裁判決

弁護士 斉藤 真行

「働き方改革」の一環である「同一労働・同一賃金」は、正社員と非正規社員（有期・パート・派遣社員など）の間の不合理な待遇格差の是正を目指すものです。

有期契約労働者が原告になって「不合理な待遇格差」の是正を求めた事件で、2018年に2件、2020年に5件の最高裁判決が出ました。労働契約法旧20条に関する判決ですが、さまざまな手当の他に、賞

与、退職金についても具体的な判断をしていますので、現行のパート有期雇用労働法の解釈にもたいへん参考になります。

手当や賞与・退職金などの性質・趣旨・目的を個別に検討する

最高裁は、不合理な待遇格差かどうかを判断する場合には、賃金の総額を比較するだけではなく、個々の待遇（賃金・手当等）の性質・趣旨・目的を個別に検討する必要がありますとしました。手当などの名称は同じでも会社によって性質・趣旨・目的が違う場合があるので、個別具体的に見ていく必要があります。

各手当の性質・趣旨・目的が有期契約労働者にも当てはまるとされたケース

運輸労働者の皆勤手当・精勤手当、無事故手当、作業手当、給食手当、

通勤手当、郵便集配労働者の年末年始勤続手当、夏期冬期休暇は、どれも勤続年数にかかわらず趣旨・目的が有期契約労働者にも妥当するとして、正社員と異なる扱いは違法としました。

各手当は「長期継続勤務の期待」と継続勤務確保」を目的とするが、有期契約労働者にも当てはまるとされたケース

郵便集配労働者の病気休暇と扶養手当は「長期継続勤務の期待と継続勤務確保」を目的としているとされたうえで、原告の有期契約労働者も「相応に継続的な勤務が見込まれる」から、正社員と異なる扱いは違法としました。

正社員の人材確保が目的の賞与や退職金なので有期契約労働者に支給しなくても不合理ではないとされたケース

大学事務職の有期契約労働者が賞与の支払いを求めたケースと、販売業務の有期契約労働者が退職金の支払いを求めたケースで、最高裁は、いずれも正社員としての職務を遂行

できる人材の確保や定着を図る目的で支給しているので、待遇格差は不合理ではないとしました。ただし、最高裁は賞与や退職金の性質・目的によっては、有期契約労働者だけに支給されないことが不合理な待遇格差になる場合があり得るとしています。

企業には「説明義務」があります

非正規社員を雇った時には、不合理でない待遇設定をしていることなどを説明する義務があります。また、現在雇用する非正規社員から求めがあったときには、正社員と非正規社員の待遇の違いの内容と理由などについて説明をする義務があります。

この説明が不十分、不適切な場合には待遇格差が不合理と判断される可能性が増したり、使用者側が不合理でないことを証明する実質的な責任が強まる、という学者の意見もあります。

納得のいく制度運営とていねいな説明が職場の環境をより良いものにするでしょう。



Web会議の メリット・デメリット

弁護士 山口 昌之

Web会議の普及

今年の3月頃から新型コロナウイルスが少しずつ広がっていき、4月に緊急事態宣言が出されました。この頃から、人と人との接触をできる限り避けるという観点から、急速にWeb会議が普及しました。Zoom、skype、teamsなど、ビジネス・プライベートを問わず、すでに多くの場面で利用されるようになっていきます。

弁護士からみたメリット

依頼者の方々との打合せという点にしぼって考えると、まずは普及の

きっかけとなった接触を避けることができるという点は大きいです。次に、移動時間が不要となる点も見逃ごせません。特に遠方の方にとって非常に大きなメリットとなりま

デメリット

Web会議では、実際に面談して打合せをする場合と比較して、どうしても意図が伝わりにくいという点は否定できません。また、複数の回線をつないだ場合は、順番にしか話ができないため、闊達な議論ができにくくなるということも生じます。また、通信障害が発生することはどうしても避けられないということも

当事務所の方針

このように、Web会議はメリット・デメリットがそれぞれありますが、当事務所としては、打合せの目的、内容、事件の進行状況、その他の事情を考慮して、きちんとお会い



10年目のつれづれ記

弁護士 藤原 智絵

いつまで経っても慣れないこと

「孫の記憶に残るまで、せめてあと数年生きたいなと思って。」つまりながらも、振り絞るように出された答え。昼下がりの法廷。中皮腫に冒され、抗がん剤投与まもなくの法廷での本人尋問。

とつさに、傍聴席から見えないよう、手元の尋問事項に目を落とす。かれこれ1時間、耐えていた験からしづくが落ちる。そして、止まらない。プロを徹底すべきいかなる場面であつても、依頼者が心から言葉を発し、訴えかけようとする姿に、心が

震える。耐えなければと頭では思いつつ、心が先に正直な反応をする。何年経っても慣れない、生身の自分で事件に向き合っていることを思い知らされる瞬間です。

弁護士という仕事

2011年1月、当時の山口健一法律事務所での弁護士としての一歩を踏み出した私が抱いていたのは、この仕事で力が出せる場面はたくさんあるはず、という抽象的な信念でした。しかし、走り出した日々のなか、たくさんの人に会い、さまざまに思いを受け止めて伝達し、こじれた関係性をひもとこうとするなかで、ひしひしと感じたこと。それは、弁護士ができることは限られている、依頼者の大きなマイナスを少しでも小さく、ゼロの地平に戻すくらいがちょうどどの仕事だ、というものでした。

常に自分の不足点が目に付き、裁判で勝訴しても何か足りないところがなかったかと考え続ける。そんな私は、ほんのちよつとと人生の伴走をしただけで、時に涙を流して喜んでくださる依頼者の姿に、むしろ申し訳ないと思つたものです。

して打合せをしなければならぬ場合と、Web会議が適当な場合を使い分けています。このあたりは、依頼者の方の考え方もあると思います

労働者協同組合法が 成立しました

弁護士 中西 翔太郎

働く人が自ら出資し、運営にも携わる「ワーカーズコープ(協同労働)」という新たな働き方を実現させる労働者協同組合法が2020年11月4日召集の参院本会議で全会一致で可決成立しました。

協同労働の考え方は、現代社会で働く多くの人たちが、意欲や能力に見合った就労の機会を与えられず、失職する恐怖や疎外感にも

立法で成立することはとても珍しいことですが、国民生活に資する法律を国会議員自ら立案するという立法府本来のあり方と言えます。

「良い仕事とは何か。何のために働くのか。労働者は企業の部品なのか。」という根本的な問題に正面から答えたのが労働者協同組合法です。ウーバーなど時間、場

それでも10年の年月により、言葉が経験による重みを持つようになりました。多くの方から紹介や再度の依頼をいただき、暖かな循環を感じようになりました。自分自身が同僚に救われる経験をし、弁護士が間に入ることに安心感、共に解決の糸口を掴んでいく作業そのものから得られる励ましを初めて実感しました。

私にとって弁護士という仕事、それは、プロとしてのサービスの提供はもちろんのこと、生身の自分で依頼者と向き合い、自らの心をもって共に悩み、頭を使って共に考え、人生の一瞬を伴走することであると、改めて信念を抱きました。

し、正解があるわけではありませんので、率直なご意見をいただきながら今後も実施していきたいと考えています。

悩まされているという問題に根ざしています。地域社会の要望に沿った、やりがいを感じられる仕事を住民が自ら創り、主体的に働ける仕組みとして、協同労働が考え出されました。

同法では、①組合員が出資、②組合員の意見を反映、③組合員が組合の事業に従事する3原則を規定しています。組合員は、組合と労働契約を締結することで、最低賃金、労災補償など必要な保護が受けられるようになりました。

後継者不在で廃業を考えている中小企業の仕事を引き継いだり、訪問介護や児童保育などを担っていくことが考えられています。

労働者協同組合法は、格差社会で厳しい環境に置かれてきた労働者のために、与野党が立場を超えて協力し、議員立法として全会派の一致により提出されました。137条からなる規模の法律が議員

所に縛られず自由に働くことのできるプラットフォーム労働が注目されていますが、交通事故時に労災補償が適用されないなど多くの問題があります。労働者協同組合法は、こういった問題を解決するものです。この法律により、労働者が真にいきいきと働くことのできる環境を実現する大きな一歩となるのではないのでしょうか。

これから続く道に

昨年1月、まだコロナの風が来る前に、親友と映画「リチャード・ジュエル」を観ました。爆破テロの被疑者と疑われた警備員の無実を信じ、自暴自棄になる彼を受け止め、激しいバッシングのなかで最後まで闘い抜いた弁護士ワトソン・ブライアント。そこには、私が幼少期にアコガレ、目指していた姿がありました。映画のように大きなことはできません。ただ、日々少しでも依頼者が前を向けるよう、共に走りたい。「ワトソンたれ。」これから続く道に、自分にそう言い聞かせる11年目です。

アルコール依存症について

弁護士 東 尚吾

刑事事件

昨年、某アイドルグループの元メンバーがバイク事故を起こし、その方がアルコール依存症を患っていることを取り上げ、マスコミが盛んに報道した時期がありました。

刑事事件を担当していると、アルコール依存症を患う被告人と出会うことは珍しくありません。私は、例えば、これまで、アルコールを多量に摂取し他人に危害を加えた事件、多量に飲酒後、自家用車を運転し事故を起こし死傷者が発生した事件、放火行為に至った事件など、アルコール依存症を患う被告人の弁護活動を担当する機会もありました。

アルコール依存症の診断と治療

アルコール依存症は、一般に、世界保健機関(WHO)が公表する「疾



病及び関連保健問題の国際統計分類」第10版(いわゆる「ICD-10」)により確定診断され、飲酒への強い欲望や強迫感、飲酒行動へのコントロール困難性、禁酒等の際の離脱症状、耐性の有無、飲酒に代わる楽しみ等の無視(飲酒時間の延長)、有害結果発生後の飲酒といった要素がみられます。

今では、アルコール依存症は本人の意思だけでどうにかなるものでもなく、治療が必要であることは広く知られるようになり、入院治療による解毒治療やリハビリ治療、退院後のアフターケアなど、医療機関による適切な治療を受けることは不可欠です。

社会の取り組み

また、断酒の継続を目的とした自助グループにおいて、体験談を語る場に参加することも効果的とも言われています。抗酒剤の服用によって、飲酒から遠ざける治療も行われま

ル健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」こととしています(第1条)。

つぎ

このように、アルコールや薬物等への依存症は、本人の意思だけで解決できるものではなく、周囲のさまざまなサポートが不可欠です。依存症の方々と接すると、それぞれに成育歴、家庭や職場などの社会の環境、他の精神疾患の存在など、さまざま

所得税法の改正

税理士 山口 裕之

ひとり親控除の創設

寡婦(寡夫)控除の見直し

所得税法の所得控除について、これまで同じひとり親であっても、離婚や死別であれば寡婦(寡夫)控除が適用されるのに対し、未婚の場合には適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。

また、女性のひとり親と、男性のひとり親で寡婦(寡夫)控除の額が違ふなど、男女の間でも扱いが異なっていました。

そこで、今回の改正では、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、ひとり親控除が創設され、これにともない寡婦(寡夫)控除も見直しがされました。

【適用要件・控除額】

- ① 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じにする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」控除額35万円)を適用します。
- ② ①以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額27万円を適用し、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限を設けることとしました。なお、所得制限は合計所得金額500万円以下(給与収入67.8万円以下)となります。

基礎控除の改正

基礎控除額が税制改正により、変更になりました。基礎控除額はこれまで所得制限はなく、一律38万円でしたが、令和2年分より所得制限が追加され、次の表のとおりとされました。

合計所得金額	基礎控除額	
	令和1年分まで	令和2年分より
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0

合計所得金額が2500万円を超える場合は、基礎控除の適用を受けることができなくなります。





1年の計は元旦に

弁護士 山口健一

「1年の計は元旦にあり」といわれ、年の初めに1年の計画を立てると、1年間うまくいくといわれていました。そんなことを考えたこともあつたなあと今思いますが、最近では忙しいからなのか、



ズボラになったのか、寝正月で終わっています。久しぶりに、年の初めにじっくりと1年の「計」をたててみようと思っています。その「計」には、仕事も、趣味も、生活も。夢をいっぱいちりばめて、「よし、やったるぞ」のワクワクする1年にしたいものです。1年後にはどんな結果が待っていることやら。

初心者マークの「高齢者」

弁護士 齊藤真行



芋の収穫も力仕事

2年ほど前に、初めて「高齢者」になりました。その後、高齢者ということに年々身にしみてきました。山歩き、石切駅から生駒山、恩智駅から信貴山、枚岡駅か

デジタル

弁護士 東 尚吾

職業柄なのか、天邪鬼的な性分なのか、どうも「便利すぎる」ものへの警戒心が抜けません。携帯電話もそうなのかもしれない。でも、なぜそんなことができるかもよく分からないし、得体の知れないものへ引き込まれる不安があるのかもしれない。



最近のほん太

RPA、DX:さまざまな略語が飛び交うデジタル化の時代です。昨年もたくさん「初」がありましたが、今年もいろいろと試みる年になりそうです。ところで、スマートウォッチでも便利ですね。

野菜作り。土起こし・整地・畝作りの力仕事も休み休みに。間引き・追肥でも体のあちこちが痛くなる場合があります。真夏の炎天下は恐る恐るです。初心者マークの高齢者の日々です。



水泳に没頭して...

弁護士 山口昌之

一応私の本職はバスケットボールなのですが、最近、水泳に没頭しています。子どもの頃にスイミングスクールには通っていたのですが、通い始めたジムに併設されていたプールで泳いでいるうちに、ハマってしまいました。泳法をいろいろと勉強しながら、レッスンを受けながら、自主練習をしながら、日々上達することを目指しています。

最近、初めて泳力検定なるものを受けました。受検のために努力を重ねるといっては何年ぶりかという記憶ですが、無事200メートル個人メドレーで合格することができました。

Walk with the sounds

弁護士 藤原智絵

芸術に集中してしまうクセがあり、音楽は聞き流せず、聴き入ってしまう。だからこそ仕事、移動、何かに集中しているときは無音で過ごす。そうしていても平気でした。それが、変わった。昨年、自分を嫌というほど見つめざるをえず、毎日がグラグラと揺れる。道中、WEB会議用のイヤホンを、ふとつこみ流した「If you don't like what you see here...」。



やっぱり塑像が好きですけれども

そうか、この力。次の一言を聞くために歩き続けることの大切さ。おかげさですが、音楽に支えられることを全身で分かった瞬間でした。世界のアーティストと今日も歩く。いつかまた生音に触れられる日を祈りながら。

ビスタルーム

税理士 山口裕之

去年は新型コロナウイルスの影響で開幕が6月になったプロ野球ですが、京セラドームの特別観覧席、ビスタルームに初めてお誘いいただき、オリックスバッファローズの試合を観戦する機会がありました。

入場時にはサーモグラフィによる検温があり、マスク着用を義務付けられます。応援もなく静かに試合が始まると、キャッチャーの捕球音やバッターの鋭い打球音、審判のジャッジの音が球場に響き渡ります。満員の球場でにぎやかな観戦に戻ることを願いつつ、静かな観戦も貴重な体験となりました。



見えませんが、お手頃で簡単です。鯛などの魚の表面に塩こしょうをして、こんがり焼き、玉ねぎ、トマト、ニンニク、赤唐辛子を加えてさらに炒め、アンチョビを加え、白ワインを加えて魚に火を通せば約30分で完成です。魚にハーブなどを詰めたり、パセリをふって仕上げると、おいしく仕上がります。



初めてのアクアパッツア
弁護士 中西翔太郎
アクアパッツアは、豪華に

ワクワクの緊張感

事務局 北野佳名子

初めて、車の運転をしたとき、ワクワクしながらも、と



もっと初めての場所に...

事務局 八重垣有夏里

今年に入りいちばん思ったことは、外出が自由にできることに訪れたことのない初めての場所にもっと行ってあげばよかったなという後悔でした。

元々ヨーロッパに行きたいと思っていました。卒業旅行のときにはテロで断念し、社会人になると時間が無くて近場の旅行に行くことが多くなっていました。日本国内ですらなかなか遠



出ができない今の状況ですが、落ち着いたら行きたい場所がたくさんあります。旅行のパンフレットや、雑誌を読んで、イメージトレーニングをしつつ、一日でも早く収束するのを願う毎日です。

でも緊張して、ドキドキしました。最近、車を乗り換えることになり、車種が変わり、車の運転の感覚が新しくなると、初めて運転をしたときのように緊張しながら、車の運転をしています。初めてのことを経験するとき、とてもドキドキします。その緊張感を楽しみながら充実した時間を過ごせるといいなと思います。

はじめてのこころみ

事務局 富田宏史

日弁連・大阪弁護士会が実施する事務員研修の企画・運営に携わっています。コロナ禍で実施が危ぶまれましたが、委員会メンバーの熱意と弁護士会の理解があり、大阪弁護士会では8月から規模をわずかに縮小しながらも、全国に先駆けて事務員研修の実施ができています。

ソーシャルディスタンスに配慮されたライブ研修+Zoom同時配信+弁護士会公式

初日の出

事務局 澤田智子



5年前の夏、伊勢へ行ったとき、早起きし夫婦岩で日の出をみたのを思い出しました。ゆったりとした時のなか

YouTubeチャンネルでの配信を組み合わせ、受講の機会を確保することが可能となりました。

これまでは毎年多くても100名前後の受講者だったのが、今では、相続法改正の研修に200名、民事訴訟ITの研修に300名を超える受講申込者が殺到し、うれしい悲鳴をあげています。コロナ禍でも工夫しながら



で、朝日が昇り、光が射してくる景色が、とても美しく感動しました。

今年、久しぶりに初日の出をみたいです。昨年は、わたしを含め家族が病気になる、なかでも3歳の娘の手術にあたっては、健康であることのありがたさが身にしみました。

初日の出を拝み、そのパワーを糧として、日々おおらかに元気で過ごせたらいいなと願っています。

いろいろなことが実現できるのだと、今年1年に向けて気持ちを新たにしています。

楽しんで長い1年を

事務局 宮嶋暁子

年を重ねると初めての体験が減っていき、それにとまって、時間の感じ方が早くなる、と昔何かで読みました。確かに、1年があつという間に終わったなと思う年と、長い1年だったなと思う年があるように思います。

昨年はやはり、新型コロナウイルスの感染拡大やオリンピックの延期など、初めてでイレギュラーなことがたくさんあったからか、年の前半がとても長く感じました。今年、楽しい【初】を増やしてゆつくりと1年を楽しみたいと思います。



初めての滝巡り

事務局 岡山幸代

三重県にある赤目四十八滝へ行きました。水しぶきが感じられるほど大きな滝から、水の音に癒されるぐらいの小さな滝まで、スタンプラリーがあるほどたくさん滝があります。初めて訪れる場所だったので、目にするもの触れるものすべてが新鮮でした。

大阪にいるとなかなか自然を感じる機会が少ないので、

人生初のイベント

事務局 尾西美紀



私事ではございますが昨年9月に入籍し、今年、小さい結婚式を挙げる予定です。式場探しから始まり準備はとても大変ですが、ウエディ

石がごつごつしている道を歩くだけでも新鮮で、氷柱でさえ珍しいものを見つけた気分になりました。



ングドレス選びはとても楽しかったです。小さいころ憧れた純白のドレスを着る機会が来るとは思っていなかったのに、試着したときうれしさと恥ずかしさでニヤついていました。あとは綺麗に着られるようダイエットをがんばるのみです。

式に向け準備を進めるなかでコロナ禍の不安は尽きませんが、楽しみにしてくれている家族のためにも無事その日を迎えられることを願うばかりです。



弁護士 枝川 直美

私は、2020年12月末をもって山口法律会計事務所を退所し、2021年1月より同期の村上彩子弁護士と、「えだむら法律事務所」を開設しました。2011年12月に弁護士登録してから9年間、お世話になった皆様に感謝の気持ちでいっぱい。本当にありがとうございます。

私が、弁護士を志したのは、社会的に弱い立場の人の役に立ちたい、社会的問題に取り組んでみたいという思いでした。「社会正義の実現と弱者救済に労を惜しまない人」とい

う事務所の募集内容を見て応募し、事務所に採用していただき、弁護士事件や委員会活動なども含めて、本当に自分のやりたいことをやらせてもらいました。

事件としても、刑事事件、少年事件、離婚、親子関係に関する事件、相続、遺言、境界問題、交通事故、労働事件、債務整理、破産、建築紛争、不動産に関する事件など、1年目からさまざまな種類の事件を経験しました。

私は、社会人経験がなく、弁護士としても社会人としても一からのスタートでした。至らない点が多々ありましたが、所長の山口健一先生には、社会人として、弁護士としてのあるべき姿を一から丁寧に教えて頂きました。私の手帳には、山口先生からのアドバイスをたくさん書き留めており、それらは私の財産です。また、事務所のメンバーにも恵まれました。特に、9年間ともに過ごした東弁護士と藤原弁護士には、

弁護士として指導していただいただけでなく、悩んでいるときや困っているときに声をかけてもらい、救われることがたくさんありました。



事務局 國武あゆみ

2020年12月末をもちまして、山口法律会計事務所を退所いたしました。3年8ヶ月という短い間ではありましたが、大変お世話になりました。

依頼者の皆さま、所員の皆さまに支えられ、山口法律会計事務所での職務はとても充実した日々でした。こちらでの経験を活かし、新しい職場でも邁進して参りたいと思っております。

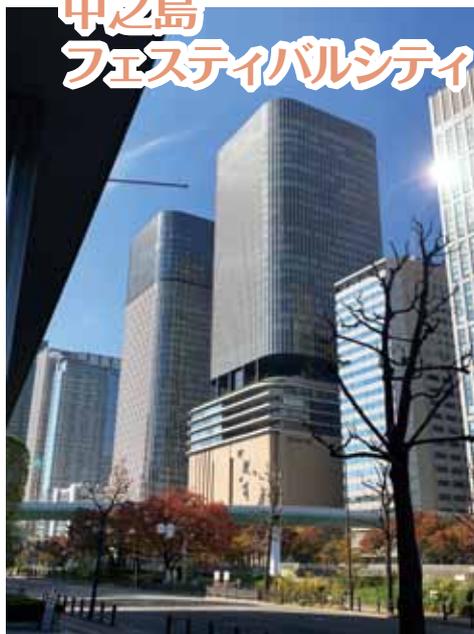
最後になりましたが、皆さまのさらなるご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げます。今まで、本当にありがとうございます。



事務所の前を流れる川の
ずっと右に同じような高さの
大きなビルが2つ重なるよう
に並んで建っているのをご存
じでしょうか？

シリーズ
なにわの散歩道 (その10)

**中之島
フェスティバルシティ**



このビル、高さ200mの
超高層ツインタワーで写真手
前側が「中之島フェスティバ
ルタワー」、奥側が「中之島
フェスティバルタワー・ウエ
スト」と呼ばれ、この2つを
含む街一帯を中之島フェス
ティバルシティというそうで
す。

以前、フェスティバルタ
ワーに寄ったことがあるので
すが、一度中層階で乗り換え
があり、この階からの見晴ら
しが素晴らしく、またカフェ
も併設されているので景色を
楽しむことができます。

フェスティバルシティには

レストランやショップなど商
業施設が揃うフェスティバル
プラザがあるので、ビジネス
シーンだけの利用ということ
はなく誰でも気軽に立ち寄れ
るようになっていきます。

お時間のあるとき川沿いを
お散歩しながら寄ってみては
いかがでしょうか？

(尾西美紀)

編集後記

新たな1年が始まりました。
例年、新年号の表紙は所
員の集合写真としていまし
たが、今年は時節を考慮し
て、集合写真は自粛し、良
き1年の始まりとなるよう、
願いを込めて富士山の写真
を採用しました。

本年も皆さまのそばに寄
り添う事務所でありたいと
願い、所員一丸となって日々
精進したいと思います。本
年が幸多い1年となります
ように。

(宮嶋暁子)



〒530-0047 大阪市北区西天満1丁目7番20号
JIN・ORIXビル6階

事務所は駅から徒歩5分、阪神高速環状線「北浜出口」
を降りてすぐです。

法律部門 TEL 06-6361-3234
税務部門 TEL 06-6361-3224
法律・税務共通 FAX 06-6361-0096

業務時間のご案内

月～金曜日 9:00～18:00
弁護士の子定により、18時以降の業務もあります。
休 日＝土・日・祝祭日

※ご相談にお見えになる方は、前もってお電話で予
約いただければ幸いです。業務時間外と休日は、
Eメールもご利用ください。

仕事始めは1月5日(火)午前9時からです

- 京阪電鉄中之島「なにわ橋」駅3番出口を出て
なにわ橋(ライオン橋)を北側に徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅26番出口を出て
北側に徒歩5分

ホームページ <http://yamaguchi-law.jp>
E-mail office @ yamaguchi-law.jp